

平成14年4月5日
監査事務局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

公費で新聞を購入し都議会議員に提供していることを違法・
不当とし新聞代金の返還等を求める住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後藤雄一
江戸川区 宮崎勝彦

2 請求書の提出

平成14年1月18日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 概要

議会局総務課は公費で、東京都議会自由民主党・都議会公明党・都議会民主党・日本共産党東京都議会議員団の各会派の都議会議員に4人に一部（四捨五入）の割合で新聞を購入し議員に提供している。

上記新聞の購入は、以前から行われ、平成12年度の購入実績を見ると、一人会派にも新聞は提供されていた。

議会局の説明では、情報提供の一環であると説明するが、議会局広報課及び知事本部報道課は独自に新聞の切り抜きコピーを作成し、議員に毎日提供している。

また、会派には「政務調査費・1か月・議員一人当たり60万円」が支給されており、必要と判断したならば、各会派が独自に会派の政務調査費で購入すべきである。都議会生活者ネットワークは平成13年度（平成13年4月分）から新聞の提供を受けていない。一人会派の4議員もを受けていない。

イ 違法・不当理由

- (ア) 議会局広報課・知事本部報道課で新聞の切り抜きを作成し、都政に関する一様の情報は提供されている。
- (イ) 都議会各会派には、政務調査費が議員一人当たり月額60万円支給され、政務調査費の中で新聞を購入することができる。
- (ロ) 都議会生活者ネットワークは新聞の提供を辞退している。
- (ハ) 本件起案文書にも、議員に対する本件新聞購入の目的等は記載されておらず、担当者の説明でも「情報提供」とするだけである。その上、12年度は一人会派の議員にも2部から3部の新聞が提供されていた。
- (ニ) 議会局は、議事部に図書館があり、図書館では8紙（朝日・毎日・読売・日経・産経・東京・読売多摩版・ジャパントイムズ）を購入し、常時閲読できる体制がとられている。
- (ホ) 本件新聞が提供されている議員の部屋の位置づけは「控室」ということである。ということは、控室に新聞を提供することは常時議員が仕事を行う仕事部屋ではない。
- (ヘ) よって、上記理由から議員に対する本件新聞購入は不当であり、公費で賄う性格のものではない。
- (ヘ) 地方自治法第2条第14項に「最少の経費で最大の効果」と定められているにもかかわらず、本件支出はただのサービスであり、違法である。

(2) 措置要求

- ア 本件財務会計責任者に、本件新聞代金166万2,087円を返還させる。
- イ 今後、議員に対する公費による本件新聞の提供を廃止しろ。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

議会局が議員に提供している新聞の購入にかかる経費の支出を監査対象とした。

2 監査対象局

議会局を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から、陳述を行わない旨の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 地方自治法における議会に係る規定の概要は次のとおりである。

ア 普通地方公共団体の議会が議決しなければならない事件として、「条例を設け又は改廃すること」「予算を定めること」などが列挙されている（第96条）。

イ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない（第100条第12項）。

ウ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない（第100条第16項）。

エ 都道府県の議会に事務局を置くこととしている（第138条第1項）。

(2) 東京都政務調査費の交付に関する条例（平成13年東京都条例第24号）の概要は次のとおりである。

ア この条例は、東京都議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する政務調査費に関し、必要な事項を定めるものとする（第1条）。

イ 政務調査費は、会派の所属議員数に応じ、議員一人につき月額60万円の割合をもって算定した金額とする（第3条）。

ウ 会派は、政務調査費を別に定める用途基準に従い、適正に使用しなければなら

ない(第8条)。

2 監査対象局の説明

(1) 議会局の役割について

都議会(以下、「議会」という。)は、主権者たる都民により直接選挙された都議会議員(以下、「議員」という。)により構成される都の意思決定機関であり、都民の意思の反映は、議会を通じて実現され得るものである。

議員は、常に国の内外の状況を的確に把握し、都民の意思を反映させる立場にあり、多方面にわたっての情報収集・分析が求められている。

議会の事務局である議会局が、議員が十分な議員活動を行うために必要な、多方面にわたる情報を収集し提供することは、議会を補佐する機関としての重要な役割であると考えられる。

(2) 議員に対する新聞情報の提供について

議会局がラジオ・テレビ等の情報に加え、議員に新聞を提供する理由は、新聞が以下のとおりの特性を持っているため、情勢分析を行うのに有効な情報源の一つであると認めたからである。

- ・ 新聞媒体は文字記録情報を使うことにより、正確性・記録性が高い。
- ・ 関連情報について客観性が高く、かつ、内容分析が詳しくなされている。
- ・ 複数の新聞を読むことにより、同一事件について比較ができ、立体的・客観的に事態を評価できる。
- ・ 得られる情報量、価値の重要度に比し、コストが安価である。

都民の代表である議員に対する新聞情報の収集、提供は、議会を補佐する機関として重要なものである。

議会局は、都政に関連すると認められる新聞記事の切り抜きを行い、議員に提供しているが、これは多量の情報の中で特に重要な情報が何であるかを議員に知らせるための目録的なものである。

(3) 新聞の購入状況について

議会局においては、主要な全国紙及び東京地区における地方紙の計6紙の新聞を購入し、議員に提供しているものである。

ところで、新聞の購入規模については、議員活動を補佐するためには、より多くの部数の提供が望ましいものと考えられるが、都の財政状況が厳しい折、知事において

管理事務費を全般的に削減している状況にあること等を勘案し、議会においてもこの動向を見据えつつ、管理事務費の執行の見直しの中で、購入規模の縮減に努めている。この縮減にあたっては、議会の動向や議員活動に著しい支障をきたさないよう配慮しながら、平成13年1月から3月までは49部、1か月あたり18万9,847円であったものを、同年4月から7月までは32部、1か月あたり12万6,264円へと縮減した。

平成13年6月の都議会議員選挙後、「議員4人に1部（四捨五入）」を購入基準とした。

この購入基準によれば購入部数は32部となるが、別に定めた配布基準によれば配布部数が2部となる一会派が、配布を希望しないため、平成13年8月以降の購入規模は30部、1か月あたり11万7,498円である。

このように、購入規模は、議員に対する情報源の確保と提供の必要性、都財政の状況、縮減による議会への影響を最小限とすることなどを考慮したものであるから、適切であり、無駄な公金支出ではないと考える。

(4) 政務調査費及び議会図書館等について

政務調査費の用途は、東京都政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年東京都議会議長告示第2号、以下「調査費規程」という。）第3条及び別表に定める用途基準の範囲で各会派が決定することと認識している。

法により設置されている議会図書館の新聞購入は、議員の調査研究に資する資料として収集・保管することにより、議員活動を補佐するためのものであり、日常的に議員に情報を提供すること、及び、多数の議員に同時に情報を提供することを目的として行っている新聞購入とは目的が異なるものである。

控室は登庁した際の議員の控室であるが、各会派等所属議員の会議、待機その他会派等が主催する諸会合の場として使用されており、政策形成、政策立案、意思決定の場として利用されている。

以上のことから、議会局が議会の補佐機関として議員に新聞を提供することは、政務調査費や議会図書館とは異なる目的を有しており、重複してはいないこと、及び、ただのサービスではなく、議員活動を支える有効な情報提供であり、違法・不当な公金の支出ではないと考える。

3 判 断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において、請求人は、監査対象局が議員に提供している新聞の購入にかかる経費の支出は公費で賄う性格のものでなく、ただのサービスであるなどとして違法・不当と主張していると解されるので、以下このことについて判断する。

(1) 監査対象局が公費で新聞を購入して議員に提供していることについて

ア 議員は、都民から直接選挙された都民の代表であり、条例、予算の議決などの重要な権限を行使する議会の構成員であるから、都民からの要望を直接聞き取るほか、地域や国の内外における様々な状況を的確に把握しながら、都民福祉の増進のための議員活動を行うことを都民に期待されている。

監査対象局は、監査対象局が議員が十分な議員活動を行うために必要な情報を収集し、提供することは、議会を補佐する機関として重要な役割である、と説明している。

ところで、議会の事務局は、法において都道府県には必置とされる機関であって、議会及び議員の活動を補佐する役割を担っているものである。この機関が議会等を補佐する責務の一つとして、多方面にわたる幅広い情報を収集し提供するために、公費で新聞を購入し議員に提供することは妥当であると認められる。

イ 新聞は、社会の公器とも呼ばれ、正確性、記録性、速報性、経済性などの特性を備えており、テレビ・ラジオとともに、地域や国の内外で生じた出来事や、国民、地域住民の世論などの様々な情報を収集するための有効な手段の一つであるといえる。

このことは、都における他の執行機関においても新聞を購読していること、また、国、他の地方公共団体、民間企業等においても広く一般的に購読されていることから認められる。

これらのことから、新聞は、正確性・記録性が高いこと、関連情報について客観性が高く、かつ、内容分析が詳しくなされていること、得られる情報量、価値の重要度に比し、コストが安価であること、などから、情報の収集・分析に有効な情報源であり、議員の議員活動を補佐する立場から新聞を購入して議員に提供しているとする監査対象局の説明は合理的なものといえる。

ウ 監査対象局が新聞を購入して議員に提供することは、地域や国の内外における様々な情報を幅広く議員に提供することであって、同局が新聞の中から都政に関する記事の切り抜きを行っているとしても、新聞を購入して議員に情報提供することの意義や必要性は失われないものと認められる。

監査対象局が新聞を購入して議員に提供することは、議員活動を日常的に補佐し、多数の議員に同時に情報を提供するものであって、議会図書館が議員の調査研究活動に資する資料として新聞を収集・保管しており、議員がいつでもこれを閲読できるとしても、新聞を購入して議員に情報提供することの意義や必要性は失われないものと認められる。

会派が政務調査費で新聞を購入することは、調査費規程に定める使途基準において認められており、会派がいかなる新聞を購入するかまたは購入しないかの決定は、会派において自主的に行われるものである。

したがって、公費で新聞を購入して議員に提供していることは、違法・不当とは認められない。

(2) 議員に提供している新聞の購入部数について

議員に提供している新聞の購入部数について、関係資料及び監査対象局の説明から次の事実が認められた。

ア 新聞の購入部数は、平成13年1月から3月までは49部であったが、同年4月から7月までは、32部に縮減していること。縮減した理由は、都の財政状況、知事の管理経費削減の状況などを勘案したことによるものであること。

イ 平成13年6月の都議会議員選挙後、新聞の購入基準は「議員4人に1部（四捨五入）」とし、同年8月以降、購入基準の範囲内である30部を購入していること。

これらのことから、監査対象局が、都財政の状況などを勘案するとともに、議会の動向や議員活動に著しい支障をきたさないように配慮しながら、新聞購入部数を決定したことについては、監査対象局の裁量の範囲であり、また、現に購入している新聞の部数は、議員数に対して過大であるとはいえないことから、都の財政事情や議会等の事情を考慮して決定した新聞の購入部数が不当であるとは認められない。

したがって、新聞の購入部数については違法・不当とは認められない。

以上のことから、監査対象局が公費で新聞を購入し議員に提供していることを違法・不当とする請求人の主張は認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書等）

職員措置請求書

石原知事、議会局長、総務課長、その他、本件関係財務会計職員に関する措置請求書

概要

都議会局総務課は公費で、自民・公明・民主・共産の各会派の都議会議員に4人に一部（4捨5入）の割合で新聞を購入し議員に提供している。・・・・・・・・別紙参照

上記新聞の購入は、以前から行われ、平成12年度の購入実績を見ると、1人会派にも新聞は提供されていた。

議会局の説明では、情報提供の一環であると説明するが、議会局広報課及び知事本部報道課は独自に新聞の切り抜きコピーを作成し、議員に毎日提供している。

また、会派には「政務調査費 / 1ヶ月 / 議員1人当り60万円」が支給されており、必要と判断したならば、各会派が独自に会派の政務調査費で購入すべきである。生活者ネットは平成13年度（平成13年4月分）から新聞の提供を受けていない。1人会派の4議員もを受けていない。

違法・不当理由

- 1．議会局広報課・知事本部報道課で新聞の切り抜きを作成し、都政に関する一様の情報は提供されている。
- 2．都議会各会派には、政務調査費が月額60万円が支給され、政務調査費の中で新聞を購入することができる。
- 3．生活者ネットは新聞の提供を辞退している。
- 4．本件起案文書にも、議員に対する本件新聞購入の目的等は記載されておらず、担当者の説明でも「情報提供」とだけである。その上、12年度は一人会派の議員にも2部から3部の新聞が提供されていた。
- 5．議会局は、議事部に図書館があり、図書館では8紙（朝日・毎日・読売・日経・産経・東京・読売多摩版・ジャパントイムズの8紙を購入し、常時購読出来る体制が取られている。。
- 6．本件新聞が提供されている議員の部屋の位置づけは「控室」という事である。
と言うことは、控室に新聞を提供することは常時議員が仕事を行う仕事部屋ではない。

- 7．よって、上記理由から議員に対する本件新聞購入は不当であり、公費で賄う性格のものではない。
- 8．地方自治法第2条第14項に「最小の経費で最大の効果」と定められているにもかかわらず、本件支出はただのサービスであり、違法である。

措置要求内容

- 1．本件財務会計責任者に、本件新聞代金1、662、087円を返還させる。
- 2．今後、議員に対する公費による本件新聞の提供を廃止しろ。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 「平成13年度新聞の購読にかかる代金の支出について(13議総第222号)」の写し
- イ 平成13年9月14日付け「支出命令書(支出命令番号00348-01)」の写し
- ウ 平成13年4月3日付け「支出命令書(支出命令番号00382-01)」の写し
- エ 請求人が作成した本件請求額(平成13年1月分から同年12月分までの新聞購読)の一覧表